



6 地域内の自転車利用ネットワーク整備の基本的な考え方

【本章の概要】

本章では、地域内の自転車利用ネットワーク整備について、ルート設定やネットワーク整備の基本的な考え方を記載する。

本章の構成は、以下の通りである。

6.1 地域内の自転車利用ネットワークの設定の基本的な考え方

本節では、地域内の自転車利用ネットワークを設定する際の基本的な考え方について記載する。

6.2 地域内の自転車利用ネットワーク整備の基本的な考え方

本節では、地域内の自転車利用ネットワークにおける走行空間整備やサイン設置の基本的な考え方について記載する。

6.1 地域内の自転車利用ネットワーク設定の基本的な考え方

広域的な自転車利用ネットワークに接続し、各地域内の観光資源や地域資源等を巡るための「地域内ルート」については、県の技術的支援により、各道路管理者と協議の上、市町村が主体的に設定する。

地域内の自転車利用ネットワーク設定の基本的な考え方は、以下の通りである。

- ・ 観光エリア内*で、広域的な自転車利用ネットワークと接続し、自転車への乗り換えポイントとなるレンタサイクルのある鉄道駅や観光資源、トイレ・休憩施設、商業施設、宿泊施設等を結ぶ、安全に自転車を楽しめるルートを設定する。
- ・ 自転車走行に慣れている自転車愛好家だけではなく、ファミリー層やシルバー層も安全に周遊できるルートを設定する。
- ・ 各市町村で推奨している観光ルート等を参考に、地域として周遊してほしい観光施設へのアクセスルート、歴史的まちなみの残る旧街道筋、河川沿い等を活用したルート、自動車では行きにくい隠れた魅力ある地域資源へのアクセスルート等を、自動車交通量や沿道環境等も加味してルート設定する。その際、歩行者や自動車の交通量が特に多いルートは除外することが望ましい。
- ・ 周遊観光のテーマ性（歴史、食、写真、体験等）を意識しながら、ルートを設定する。
- ・ 自転車の行動特性を考慮し、5km 以内を目処として、立ち寄りスポットを設定することが望ましい。

※ 観光資源が集積した概ね半径 5km のエリアを想定。

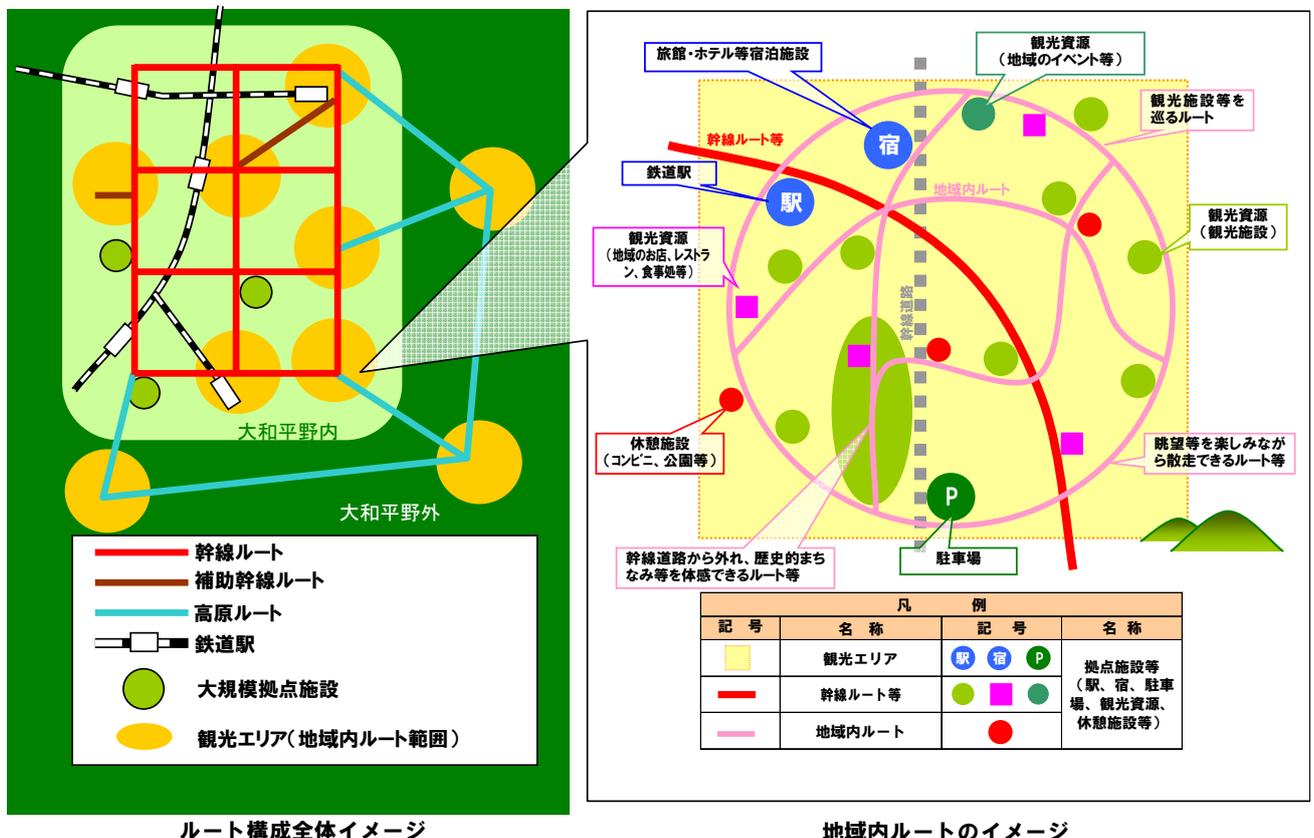


図 6.1 地域内ルートの設定イメージ

6.2 地域内の自転車利用ネットワーク整備の基本的な考え方

地域内ルートにおいては、各市町村が主体となり、下記の考え方に基づいてサイン設置や自転車走行空間の整備内容を検討する。

なお、サイン設置や自転車走行空間の整備にあたっては、整備主体となる地域内ルートの各道路管理者と協議することとする。

- ・ 注意喚起サインについては、本ガイドラインのサイン仕様や設置方法に準じて設置する。
- ・ 案内誘導については、主に各市町村が整備している既存の観光案内サインやサイクリングマップとの整合性に留意しつつ、迷いやすい分岐部等において、必要に応じ案内誘導サインを追加設置する。
- ・ 自転車走行空間の整備は、本ガイドラインの第4章の考え方に準じ、地域の交通量や沿道利用の状況を勘案して整備を進める。

<参考> 地域内ルートにおけるサイン設置のイメージ

